

【1. 令和 2 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までに、利用条件を満たしてベビーシッターサービスを利用され、遡っての割引券の交付を希望される場合】

利用案内にしたがって、速やかに利用登録手続きを行ったうえで、「ベビーシッター利用育児支援事業 割引券利用報告書【様式 3】」(※1)及び利用月の承認後の出勤簿又は勤務時間等記録簿の写しをご提出ください(※2、※3)。

(※1)【様式 3】の備考欄に、**割引券の種類**(通常割引券(2,200 円)、多胎児分割引券(9,000 円又は 18,000 円))、及び**利用枚数**を記載ください。

(※2)「ベビーシッター利用育児支援事業 割引券交付申込書(令和 2 年度)【様式 2】」の提出は不要です。

(※3)新型コロナウイルス感染症対策のための特例措置で使用する場合は、小学校等が発行した「**小学校等が臨時休校等になったことがわかる書類**」を提出してください。

【2. 9 月 1 日以降、本事業を利用する場合】

利用案内にしたがって手続きをお願いします。事前に利用登録、交付申込手続きを行わなければ、割引券を利用することはできません。

(2020 年 8 月 18 日)